主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

検察官の上告趣意は、判例違反をいう点を含め、実質はすべて事実誤認、単なる 法令違反の主張であり、弁護人西田健の上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当の 主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五四年七月一三日

最高裁判所第三小法廷

_	昌			環	裁判長裁判官
太 隹	清	П	里	江	裁判官
己	正	辻		高	裁判官
Ξ	大	井		横	裁判官